

1 「車庫待ち等」の定義

顧客の需要に応ずるため常態として車庫等において待機する就労形態のことを、「車庫待ち等」といいます。就労形態について次の要件を満たす場合には、車庫待ち等の自動車運転者に該当するものとして取り扱って差し支えありません。

- ① 事業場が人口30万人以上の都市に所在していないこと。
- ② 勤務時間のほとんどについて「流し営業」を行っている実態でないこと。
- ③ 夜間に4時間以上の仮眠時間が確保される実態であること。
- ④ 原則として、事業場内における休憩が確保される実態であること。

なお、令和6年4月1日からの改正後の改善基準告示の適用の際、現に車庫待ち等の自動車運転者として取り扱われている者の属する事業場については、①にかかわらず、当該事業場が人口30万人以上の都市に所在している場合であっても、当分の間、当該事業場の自動車運転者を車庫待ち等の自動車運転者に該当するものとして取り扱います。

2 日勤勤務の車庫待ち等の自動車運転者

(改善基準告示第2条第1項第1号、第2号)

① 1か月の拘束時間(改善基準告示第2条第1項第1号)

- ・ **日勤勤務の車庫待ち等の自動車運転者の1か月の拘束時間は、288時間以内です。**
(1の②の日勤勤務者の1か月の拘束時間と同様)
- ・ **労使協定(P25参照)により、1か月の拘束時間を300時間まで延長することができます。**
(労使協定で定める事項)
 - ・ 協定の対象者
 - ・ 1年について各月の拘束時間
 - ・ 協定の有効期間
 - ・ 協定変更の手続等

② 1日の拘束時間(改善基準告示第2条第1項第2号)

次の①～③の要件を満たす場合、

1日の拘束時間を24時間まで延長することができます。

- ① 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。
- ② 1日の拘束時間が16時間を超える回数が1か月について7回以内であること。
- ③ 1日の拘束時間が18時間を超える場合には、夜間に4時間以上の仮眠時間を与えること。

※ ③の運用に当たっては、仮眠設備において夜間4時間以上の仮眠時間を確実に与えることが必要です。

3

隔日勤務の車庫待ち等の自動車運転者

(改善基準告示第2条第2項第3号)

① 1か月の拘束時間

- ・ 隔日勤務の車庫待ち等の自動車運転者の1か月の拘束時間は、262時間以内です。
(2の①の隔日勤務者の1か月の拘束時間と同様)
- ・ 労使協定(P26参照)により、1か月の拘束時間を270時間まで延長することができます。
(労使協定で定める事項)
 - ・ 協定の対象者
 - ・ 1年について各月の拘束時間
 - ・ 協定の有効期間
 - ・ 協定変更の手続等
- ・ 下記②の①②の要件を満たす場合、
1か月の拘束時間を上記の時間(262時間又は270時間)に10時間を加えた時間まで延長することができます。

② 2暦日の拘束時間

次の①②の要件を満たす場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長することができます。

- ① 夜間に4時間以上の仮眠時間を与えること。
- ② 労使協定(P26参照)により、
 - ・ 2暦日の拘束時間が22時間を超える回数及び
 - ・ 2回平均1回の隔日勤務の拘束時間が21時間を超える回数の合計を1か月7回以内の範囲で定めること。

※「2回平均1回の隔日勤務の拘束時間」の考え方についてはP9参照

〈ポイント〉車庫待ち等の隔日勤務の自動車運転者に係る1か月の拘束時間の延長

上記②の①②の要件を満たす場合、1か月の拘束時間について262時間又は270時間に10時間を加えた時間まで延長することができます。

(図) 1か月の拘束時間の延長

